大阪府条例第　　　号

　　　大阪府職員定数条例の一部を改正する条例

　大阪府職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （職員の定数）  第二条　（略）  　一　（略）  　二　教育委員会の事務部局の職員　七五〇人  　三―七　（略） | （職員の定数）  第二条　（略）  　一　（略）  　二　教育委員会の事務部局の職員　七〇〇人  　三―七　（略） |
|  |  |

　　　附　則

　この条例は、令和四年四月一日から施行する。